

四半期報告書事例分析

I. はじめに

本稿では、平成 21 年 3 月決算会社の第 1 四半期～第 3 四半期の四半期報告書の開示を分析するとともに事例を抽出し、紹介しています。

なお、以下に記載している開示事例を推奨しているものではないため、実際の注記等の開示に際しては、各企業の実態を踏まえて記載することが必要です。

II. 四半期報告書（第 1 四半期～第 3 四半期）の開示事例分析の概要

四半期報告書の開示事例の分析対象会社及び分析の範囲は、以下の通りです。

1. 分析対象会社

金融商品取引法に基づいて四半期報告書を提出した上場会社の中から、金融関連以外の会社で、日経 225 銘柄・J ストック銘柄を中心に、280 社（連結財務諸表を作成している会社で、3 月決算会社）を選定しました。

この分析は、ある程度の業種等のバランスを考慮していますが、前述のように任意に選定した会社を対象としたものであり、上場会社全体にかかわる情報の網羅性が確保されているわけではないことにご留意ください。

2. 範囲

平成 21 年 3 月期の第 1 四半期～第 3 四半期の開示事例について、「経理の状況」に記載される四半期特有の開示について開示状況を調査しました。

事例分析の対象としたのは、四半期報告書のうち次の項目です。

- ① 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更
- ② 簡便な会計処理
- ③ 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理
- ④ 追加情報
- ⑤ 注記事項

III. 開示事例分析

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

四半期連結財務諸表においては、重要な会計方針自体は注記されず、四半期連結財務諸表作成のための重要な事項等に変更があった場合に記載することとされています（四半期連結財規 10）。

平成 21 年 3 月期においては、以下の会計基準が適用ないし、早期適用可能となっています。

会計基準等の改正に基づく開示としては、平成 21 年 3 月期の第 1 四半期～第 3 四半期の各四半期において、以下のものがありました。

会計基準等の改正	1Q	2Q	3Q
①「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）」	240	237	239
②在外子会社の会計処理の統一（実務対応報告第 18 号）」	224	222	223
③リース取引に関する会計基準（企業会計基準第 13 号）（四半期では早期適用） （うち、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理をしていることが明確な会社）	192 (141)	189 (142)	190 (143)
④工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号）（早期適用）」	2	2	2
⑤資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第 18 号）（早期適用）」	1	1	1
⑥金融商品に関する会計基準（改正）（企業会計基準第 10 号）（早期適用）」	0	0	0

以下、①から⑤までの会計基準等の改正の開示事例を紹介しますのでご覧ください。

①棚卸資産の評価に関する会計基準

●開示例（明治製菓株式会社、平成 20 年 12 月 31 日、第 3 四半期）

<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第 1 四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これにより、当第 3 四半期連結累計期間の売上総利益が 1,104 百万円、営業利益が 545 百万円、それぞれ減少し、経常利益が 89 百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が 86 百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

②在外子会社の会計処理の統一

●開示例（ユニチカ株式会社、平成 20 年 12 月 31 日、第 3 四半期）

(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結会計期間末の総資産が522百万円及び純資産が595百万円減少している。なお、この変更が営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微である。

③リース取引に関する会計基準

(1) 原則的な取扱い

●開示例（豊田通商株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

(2) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理をしている会社

●開示例（三井倉庫株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用

しております。

④工事契約に関する会計基準（早期適用）

●開示例（富士通株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更）

従来、当社グループの主力事業である受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益の計上基準については進行基準を適用してはいましたが、請負工事に係る収益の計上基準については工事完成基準を適用してはいました。「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を早期適用し、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約につき工事進行基準を適用しております。

上記会計基準及び適用指針の適用に伴う、当第3四半期連結累計期間の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。この変更によるセグメント情報に与える影響は、注記事項（セグメント情報）に記載しております。

また、採算性の悪化が顕在化した受注制作のソフトウェアに関わる将来の損失見込額を「工事契約等損失引当金」に含めて当連結会計年度より表示しております。なお、前連結会計年度においては、当該損失見込額（6,135百万円）を主に「流動負債」の「その他」及び「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

⑤資産除去債務に関する会計基準（早期適用）

●開示例（日鉄鉱業株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

（1）資産除去債務に関する会計基準の適用

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が、平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることとなったことに伴い、第1四半期連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

これに伴い、当第3四半期連結累計期間の営業利益が35百万円、経常利益が37百万円、税金等調整前四半期純利益が2,474百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

2. 簡便な会計処理

四半期連結財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載することとされています（四半期連結財規11）。ただし、重要性が乏しい場合には注記を省略できます。

平成 21 年 3 月期の第 1 四半期～第 3 四半期の簡便な会計処理について、開示されていた件数は、以下のとおりです。

簡便な会計処理	1Q	2Q	3Q
①一般債権の貸倒見積高の算定方法	74	69	68
②棚卸資産			
実地棚卸の省略	118	49	109
収益性の低下による簿価切下げ	61	60	68
③原価差異の配賦方法	4	2	4
④固定資産の減価償却費の算定方法			
定率法の場合の期間按分	95	100	99
予算に基づく年間償却予定額を期間按分	27	19	28
⑤経過勘定項目の処理方法	13	11	12
⑥法人税等並びに繰延税金資産・負債の算定方法			
加減算項目や控除項目を重要なものに限定	64	62	63
繰延税金資産の回収可能性の判断	131	126	123
⑦連結相互間の債権債務及び取引の相殺消去	5	5	5
⑧未実現損益の消去	3	2	3
簡便な会計処理を記載していない	73	87	75

第 1 四半期～第 3 四半期の簡便な会計処理で特徴的なところは、第 2 四半期において、棚卸資産の「実地棚卸の省略」と固定資産の減価償却費の算定方法の「予算に基づく年間償却予定額を期間按分」する方法の開示数が、第 1 四半期、第 3 四半期に比べて、少なくなっている点にあります。

以下、実際に「簡便な会計処理」として開示された例を示しています。

①一般債権の貸倒見積高の算定方法

四半期財務諸表作成に際しては、一般債権の貸倒見積高の算定方法に関して簡便な会計処理を採用することが認められています（四半期財規ガイドライン 6 1）。

●開示例（株式会社三菱ケミカルホールディングス、平成 20 年 12 月 31 日、第 3 四半期）

一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第 3 四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を計上しております。

②棚卸資産の評価方法

四半期財務諸表作成に際しては、棚卸資産の評価に関して簡便な会計処理を採用することが認められています。その例として、下記四半期財規ガイドライン上、3 つの方法が挙げられています（四半期財規ガイドライン 6 2）。

（方法 1）四半期会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前

事業年度にかかわる実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法

(方法2) 棚卸資産の簿価切り下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行う方法

(方法3) 営業循環基準から外れた滞留または処分見込み等の棚卸資産で前事業年度末において帳簿価額を処分見込み価額で切り下げているものについては、全事業年度以降に著しい変化がないと認められる限り、全事業年度末における貸借対照表価額で計上する方法

●方法1の開示例(株式会社関電工、平成20年12月31日、第3四半期)

2 棚卸資産の評価方法

一部の棚卸資産は、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定している。

(※)四半期財規ガイドライン上の表現である「前連結会計年度」を使用しています。

●方法1、方法2の開示例(株式会社マルハンニチロホールディングス、平成20年12月31日、第3四半期)

1. たな卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。

また、たな卸資産の簿価切り下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行う方法によっております。

(※)四半期財規ガイドライン上の表現である「前連結会計年度」をそのまま使用するのではなく「前連結会計年度末」という表現を使用しています。

●方法1の開示例(株式会社三越伊勢丹ホールディングス 平成20年12月31日 第3四半期)

1 棚卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

(※)「前連結会計期間末」ではなく「第2四半期連結会計期間末」の実地棚卸高を基礎としています。この記載は、棚卸資産の評価について第3四半期では実地棚卸を省略したことを示しているとともに、第2四半期においては、実地棚卸を行ったことを示しています。

③原価差異の配賦方法

四半期連結財務諸表作成に際しては、原価差異の配賦方法に関して簡便な会計処理を採用することが認められています(四半期財規ガイドライン6-3)。

●開示例（シャープ株式会社 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

原価差異の配賦方法

予定原価を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異のたな卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施している。

●開示例（ヤマハ株式会社 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

原価差異の配賦方法

予定価格等を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に主要製品別に実施する方法によっております。

（※）四半期財規ガイドラインの表現に付け加えるかたちで「主要製品別」に配賦を実施していることが記載されています。

④固定資産の減価償却費の算定方法

四半期財務諸表作成に際しては、固定資産の減価償却費の算定方法に関して簡便な会計処理を採用することが認められています。その例として、四半期財規ガイドライン上、2つの方法が挙げられています（四半期財規ガイドライン 6 4）。

（方法 1）固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積もりを考慮した予算を策定している場合に、当該予算に基づく年間償却予定額を期間案分して算定する方法

（方法 2）減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額を期間案分して算定する方法

●方法 1 の開示例（王子製紙株式会社 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

固定資産の減価償却費の算定方法

一部の連結子会社では、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、固定資産の減価償却費の算定にあたり、当該予算に基づく年間償却予定額を期間案分する方法によっています

●方法 2 の開示例（東レ株式会社 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間案分して算定する方法によっています。

⑤経過勘定項目の算定方法

四半期連結財務諸表作成に際しては、経過勘定項目の算定方法に関して簡便な会計処理を採用することが認められています（四半期財規ガイドライン 6 5）。

●開示例（株式会社オリエンタルランド 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

4. 経過勘定 一部の費用については、合理的な算出方法による概算額で計上する方法によっております。

⑥法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

四半期財務諸表作成に際しては、法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法に関して簡便な会計処理を採用することが認められています。そして、その例として、四半期財規ガイドライン上、3つの方法が挙げられています（四半期財規ガイドライン6-6）。

（方法1）法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法

（方法2）繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法

（方法3）繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前事業年度決算に置いて使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法

●方法1、方法2の開示例（大正製薬株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

●方法2、方法3の開示例（日立金属株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

また、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法により算出しております。

⑦連結会社相互間の債権債務および取引の相殺消去

●開示例（日本ケミコン株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

5. 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去

・連結会社相互間の債権と債務の相殺消去

当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。

・連結会社相互間の取引の相殺消去

取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときには、親会社の金額に合わせる方法により相殺消去しております。

⑧ 棚卸資産の未実現損益の算定方法

● 開示例（住友重機械工業株式会社 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

3. たな卸資産の未実現損益の算定方法

前連結会計年度末で用いた損益率を使用している。

● 開示例（株式会社ダイフク 平成 20 年 12 月 31 日 第 3 四半期）

5 連結会社相互間の取引により生じた未実現利益の消去額の算定方法

連結会社相互間の取引によって取得したたな卸資産に含まれる未実現損益の消去については、当第 3 四半期連結会計期間末のたな卸資産に占める当該資産の額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積る方法で算定しております。

3. 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載するとされています（四半期連結財規 12）。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できます。

四半期特有の会計処理としては、①原価差異の繰延処理、②税金費用の計算、③後入先出法における売上原価修正の 3 つの処理が規定されています（四半期会計基準 11 項～14 項、22 項）

第 1 四半期～第 3 四半期の四半期特有の会計処理の開示状況は、以下のとおりです。

四半期特有の会計処理	1Q	2Q	3Q
① 原価差異の繰延処理	4	3	5
② 税金費用の計算	121	117	115
③ 後入先出法における売上原価修正	1	0	0
特有の会計処理を記載していない	157	162	165

この内、後入先出法における売上原価修正については、後入先出法が「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号）の改正により廃止される予定であることから、①原価差異の繰延処理と②税金費用の計算について、実際の開示例を以下に示します。

①原価差異の繰延処理

●開示例（住友化学株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

（原価差異の繰延処理）

当社および一部の連結子会社では、季節的に変動する操業度により発生した原価差異は、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産のその他として繰り延べている。

②税金費用の計算

●開示例（株式会社ヤクルト本社、平成20年12月31日、第3四半期）

税金費用の計算

当社および国内連結子会社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。

●開示例（大成建設株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

税金費用に関しては、主として当四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。

ただし、税金等調整前四半期純損失となった場合等には、法定実効税率を乗じて計算している。

なお、法人税等調整額は「法人税等」を含めて表示している。

4. 追加情報

四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、追加情報の注記を記載しなければならないとされます（四半期連結財規第14条）。

追加情報の第1四半期～第3四半期の開示事例は、以下の開示がありました。

追加情報	1Q	2Q	3Q
①有形固定資産の耐用年数の変更	146	150	150
②役員退職慰労金制度の廃止	14	16	16
③その他	23	44	46

①有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法の改正を受けて、有形固定資産の耐用年数を変更しているものです。

●開示例（神戸製鋼所株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。

この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の減価償却費が6,242百万円増加し、営業利益が4,973百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が5,001百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

② 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金の金額決定や廃止については、下記の開示例があります。

● 開示例（アイシン精機株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

（役員退職慰労金制度の変更）

当社では、平成20年6月20日開催の定時株主総会等において、取締役および常務役員
の退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結のときまでの在任期間をもとに、当社にお
ける所定の基準に従い、相当額の範囲内で慰労金を打ち切り支給することが、承認可決さ
れました。

なお、役員退職慰労引当金は、固定負債「その他の引当金」として表示しています。

● 開示例（日清医療食品株式会社 平成20年12月31日 第3四半期）

役員退職慰労金制度の廃止

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議
するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職時に役員退職
慰労金制度廃止日までの在任期間に応じた退職慰労金を支給することを決議しております。

これに伴い、役員退職慰労引当金残高を取崩し、当第3四半期連結会計期間末において
未支給の金額については固定負債の「その他」として計上しております。

③ その他の注記

その他に四半期報告書に記載されている追加情報を、平成20年12月31日第
3四半期の事例で確認しました。下記の例をご参照ください。なお、下記表に記
載されていない追加情報の開示を行っている会社もありますので、ご注意ください
い。

追加情報	開示している会社の例 ※すべて、平成20年12月31日第3四半期
① 退職金制度の変更	● ミネベア株式会社 ● 株式会社中電工
② 投資有価証券の表示区分の 変更	● 鹿島建設株式会社
③ ヘッジ会計	● 日鉄鉱業株式会社
④ 連結納税制度	● 三菱製紙株式会社 ● ソフトバンク株式会社
⑤ 株式移転	● 明治製菓株式会社 ● 明治乳業株式会社
⑥ 株式交換	● 三井化学株式会社（完全親会社）
⑦ 吸収合併	● 三井化学株式会社（存続会社）

5. 注記事項

四半期財務諸表における注記事項については、開示の迅速化が求められることなどから、中間財務諸表よりも注記事項及び注記内容の簡略化を図ることとし、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項の開示が求められています（四半期会計基準 55）。

四半期連結財務諸表に記載が求められる注記事項は、以下の項目があります。これら項目のうち、翌年度の四半期の開示として参考となるもの、特徴的なものについて、①から③に示しています。

①四半期連結貸借対照表関係

・担保資産の注記

担保に供されている資産が事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合に注記することとされています（四半期連結財規 46）。

●開示例（東陽倉庫株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)				前連結会計年度末 (平成20年3月31日)			
※2 担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。				※2 担保資産			
	建物	4,832,446	千円		建物	2,948,938	千円
	土地	2,146,400	千円		土地	1,402,422	千円

②四半期連結損益計算書関係

・売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記

事業の性質上、売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならないとされています（四半期連結財規 81）。

- ・第4四半期に売上が集中
- ・第2四半期と第4四半期に売上が集中
- ・下半期に売上が集中

●開示例（宝印刷株式会社、平成21年2月28日、平成21年5月期・第3四半期）

※当社グループの売上高はお客様の決算期が3月に集中していることに伴い季節的変動があり、第1四半期の売上高及び営業費用が他の四半期に比べて多くなる傾向があります。

●開示例（株式会社ウェスコ、平成21年1月31日、平成21年7月期・第2四半期）

※1 当社グループの主体である総合建設コンサルタント事業は、大部分が官公庁からの受注であり、業務の納期が官公庁の事業年度末である3月に集中する傾向にあるため、売上高も同様に第3四半期以降に偏る季節的変動があります。

●開示例（株式会社浅沼組、平成20年12月31日、第3四半期）

2 当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

●開示例（エス・バイ・エル株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

当社グループは、顧客への住宅の引渡しが、例年第4四半期連結会計期間に集中するなど、季節的な変動傾向が強く、第3四半期連結会計期間の住宅事業の売上高は、第4四半期連結会計期間の売上高と比べ相対的に低くなっております。

③株主資本等関係

・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

四半期報告書では株主資本等変動計算書の作成は求められていませんが、株主資本の金額が前期末と比べて著しい変動があった場合には、主な変動事由を注記しなくてはならないとされています（四半期連結財規92）。

当該注記について、変動事由別に集計した結果は、以下のとおりです。

主な変動事由（※）	1Q	2Q	3Q
剰余金の配当	13	12	12
自己株式の取得	28	39	49
自己株式の消却	8	14	14
在外子会社の会計処理の統一	20	21	21
連結範囲の変更	3	6	6
企業結合等	3	4	6

※表形式で複数の変動項目がある場合は、主要な項目を件数に含めています。

・株主資本の金額に著しい変動があった場合について、文章形式で記載した例としては、以下のものがあります。

●開示例（武田薬品工業株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき53,480,500株の自己株取得を実施し、当第3四半期連結累計期間において自己株式が280,110百万円増加いたしました。一方、昨年5月23日付け、同7月18日付けでそれぞれ、57,130,000株、16,990,000株の自己株消却手続を完了したことにより、同期間において自己株式がそれぞれ、379,136百万円、100,123百万円減少し、利益剰余金も同額減少いたしました。当第3四半期連結会計期間末において自己株式は123,578百万円となっております。また、昨年6月27日、同12月1日にそれぞれ70,807百万円、71,715百万円の配当を実施したことにより、利益剰余金は2,068,954百万円となっております。

・剰余金の配当以外の重要な変動が複数項目ある場合に、表形式によっている事

例があります。以下の事例は、表形式で表現している事例です。

●開示例（日清紡績株式会社、平成20年12月31日、第3四半期）

5 株主資本の著しい変動に関する事項					
（百万円）					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	27,587	20,400	153,745	△10,904	190,830
在外子会社の会計処理の変更に伴う減少額			△17		△17
当第3四半期連結会計期間末までの変動額					
剰余金の配当			△2,812		△2,812
四半期純利益			2,449		2,449
自己株式の取得(注1)				△11,062	△11,062
自己株式の処分(注2)			△19,209	20,957	1,748
新規連結による増加			132		132
その他			△9	△0	△10
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計			△19,450	9,895	△9,555
当第3四半期連結会計期間末残高	27,587	20,400	134,277	△1,009	181,257

(注1)主な内容は、取締役会決議に基づく買取りによる10,977百万円です。

(注2)主な内容は、自己株式の消却による19,084百万円です。

以上